

地方職員共済組合行動計画

当組合は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境整備等の次世代育成支援対策については、従来から本部においては国に、各支部においては道府県に準拠した形で実施しており、平成27年4月1日に一般事業主行動計画（第3期）を策定したところである。この計画は、平成27年4月1日～令和2年3月31日を計画期間としたもので、計画期間が終了することに伴い、引き続き子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう、一般事業主行動計画（第4期）を次のように策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

2 目標及び対策

(1) 〔目標〕

職員に対し、健康・医療相談、医療機関情報を提供するために年中無休・24時間体制で実施しているフリーダイヤルによる電話相談事業を更に充実させ、育児やメンタルヘルスに関する相談等にも対応できるようにし、妊娠中や出産後の女性労働者の職業生活と家庭生活の両立のために、より効果的に活用されるようにする。

〔対策〕

電話相談事業を更に充実させ、育児やメンタルヘルスに関する相談等にも対応できるようにし、その活用が図られるよう、電子掲示板等で職員に周知する。

(2) 〔目標〕

子を持つ親が帰宅後に家族とふれあう時間を過ごせるよう、定時退庁を推進するとともに、時間外勤務の削減を図る。

〔対策〕

定時退庁を推進するために、庁舎内の掲示板や電子掲示板等により、職員に周知するとともに、事務処理方法の見直しを行う等、時間外勤務の削減を徹底する。

(3) 〔目標〕

より多く、家族とふれあう時間を過ごせるよう、週休日や祝日と連続した休暇の取得の促進を図る。

〔対策〕

庁内の会議等を通じて休暇取得計画表を配布するなど、職員が年次休暇を取得しやすくする。

(4) 〔目標〕

子を持つ親が、育児と仕事を両立できるよう、育児休業制度の利用、育児短時間制度の利用の増加を図る。（育児休業等の諸制度の周知）

〔対策〕

育児休業等の制度に係るリーフレットを配布するなど、制度に対する周知を徹底する。

(5) 〔目標〕

男性職員が育児に積極的に参加できるよう、男性の子育て目的の休暇の取得の促進を図る。

〔対策〕

育児休業や配偶者の出産に係る男性職員の特別休暇（5日以内）等、子どもの養育のための休業制度等についてのリーフレットを配布し、制度に対する周知を徹底する。